

失格判断基準算定例(令和5年4月以降)

(単位:円)

別紙算定例

【例 予定価格(税抜き)の積算内訳が下記の金額の場合の失格判断基準】

予定価格積算内訳書の金額	金額
直接工事費 ①	113,000,000
共通仮設費 ②	5,000,000
現場管理費 ③	17,000,000
一般管理費等 ④	15,000,000
合計 ⑤ (①+②+③+④)	150,000,000

【直接工事費】の失格判断基準	
直接工事費①×90%×90%の額	91,530,000 ・・・【イ】
【諸経費】の失格判断基準	
共通仮設費②×80%の額	4,000,000
(直接工事費①×10%+現場管理費③)×80%の額	22,640,000
一般管理費等④×30%の額	4,500,000
失格判断基準諸経費の合計	31,140,000 ・・・【ロ】

【例 入札価格(積算内訳書)(税抜き)】 *調査基準価格を下回る場合

入札価格積算内訳書の金額	A業者 金額	B業者 金額	C業者 金額	D業者 金額	E業者 金額
直接工事費 ⑥	105,000,000	100,000,000	112,000,000	115,000,000	103,000,000
共通仮設費 ⑦	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,500,000
現場管理費 ⑧	12,000,000	15,000,000	8,500,000	9,000,000	9,000,000
一般管理費等 ⑨	11,000,000	13,000,000	7,500,000	8,000,000	8,000,000
合計 ⑩ (⑥+⑦+⑧+⑨)	131,000,000	131,000,000	131,000,000	135,000,000	123,500,000 ← 入札価格

【直接工事費】	
直接工事費⑥×90%の額	94,500,000
直接工事費の失格判断	○

← 【イ】と比較し、下回っている場合は失格

【諸経費】	
共通仮設費⑦の額	3,000,000
直接工事費⑥×10%+現場管理費⑧の額	22,500,000
一般管理費等⑨の額	11,000,000
諸経費の合計	36,500,000
諸経費の失格判断	○

← 【ロ】と比較し、下回っている場合は失格



落札候補者	失格	失格	次順位候補者	失格
低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、落札者となる	入札価格の【直接工事費】が【イ】より下回るため失格	入札価格の【諸経費】が【ロ】より下回るため失格	A業者が、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、落札者とせず、D業者に対して低入札価格調査を行う	入札価格は、1番低い金額となっているが、入札価格の【諸経費】が【ロ】より下回るため失格